

知財関連規定を含む America COMPETES Act が下院を通過

2022年2月15日
JETRO NY 知的財産部
石原、赤澤

米国連邦議会下院は2月4日、America Creating Opportunities for Manufacturing, Pre-Eminence in Technology, and Economic Strength Act of 2022 (America COMPETES Act)¹を承認した。America COMPETES Actは、中国に対抗するため、半導体産業などを中心に経済競争力を強化することを目的とした法案である。

この法案は、2021年6月8日に上院が承認したUS Innovation and Competition Act (USICA)²の下院版で、USICAと同様に複数の法案が束ねられたものである。1月25日に下院指導部が本法案を上程した際に、バイデン大統領は、本法案が中国等との競争に勝つために米国経済のイノベーションを活性化するとして、両院による超党派の協力を称賛する声明³を発表している。

本法案はUSICAに含まれなかった条項を含むため、今後、両院で選ばれた議員数名から成る両院協議会で統一法案の作成が進められることとなる。統一法案の作成にあたっては、両方の法案に含まれる規定が優先されると見込まれている。

知財関連では、USICAには含まれなかった以下の法案が本法案に含まれる。

- Stopping Harmful Offers on Platforms by Screening Against Fakes in E-commerce Act (SHOP SAFE Act)⁴

電子商取引プラットフォーム上の模倣品販売に関してプラットフォームに商標権侵害の責任を負わせることで、プラットフォームに対して、模倣品および模倣品販売業者を排除するために法定される措置⁵をとることを求める。

この法案に対しては、アメリカ服装靴類協会 (American Apparel & Footwear Association, AAFA) が模倣品の流通を減少させるとして法案を支持する声明⁶を出している。一方で、小規模なプラットフォームにとっては法定される措置の負担が大きく、Amazonのような巨大プラットフォームのみを利し競争を阻害するとしてeBayやEtsy等のプラットフォームが反対している。また、実際に措置をとっているか確認できないため効果がない、全てのオンライン取引が対象となる可能性があり広範すぎるといった批判がある。

¹ <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/4521/>

² https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2021/20210618.pdf

³ Statement by President Biden on the America COMPETES Act of 2022 (Jan 25, 2022)

⁴ <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/3429>

⁵ https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2021/20210609_02.pdf

⁶ AAFA Welcomes Passage of America Competes Act; Encourages Improvement in Trade Title During Conference (Feb 4, 2022)

➤ Integrity, Notification, and Fairness in Online Retail Marketplaces for Consumers Act (INFORM Consumers Act)⁷

電子商取引プラットフォーム上の販売者の透明性を確保するため、一定金額以上を販売する販売者について、プラットフォームが身元を確認し、購入者に対して販売者の名称や住所等の情報を開示することを義務付ける。

この法案に対しては、対象が SHOP SAFE Act より絞られているとして AAFA、Amazon、eBay、Etsy 等が賛成しており、より多くの議員の賛成を得ると見込まれている。

➤ Import Security and Fairness Act⁸

米国通商代表部 (USTR) によって優先監視国⁹に指定された非市場経済国からの製品を関税免除措置の対象外とし、正式な通関手続を経て、製品の価格に関わらず関税を納付させるよう変更する。米国では現在、通関非課税基準額条項 (customs entry de minimis provision) に基づいて、価格が 800 ドル未満の製品は関税が免除されている。この法案は、中国等から米国への輸出者がこの条項を悪用し、800 ドル未満の少額小包で大量に知財侵害品を輸出しているという問題に対応することを目的としている。

この法案に対しては、税関国境警備局 (CBP) における手続を複雑化してコストを増大させ、小売業者のみが負担を負うこととなるとして全米商工会議所が反対している¹⁰。

(以上)

⁷ <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/5502>

⁸ <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/6412/>

⁹ https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_lpnews/us/2021/20210504.pdf

2021年4月には9か国(中国、インドネシア、インド、サウジアラビア、ロシア、ウクライナ、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ)が優先監視国として特定されている。

¹⁰ U.S. Chamber Letter on H.R. 4521, the "America COMPETES Act" (Feb 2, 2022)